

第3回 研究不正再発防止のための改革委員会 議事概要

日時 平成26年4月18日(金)10時00分 - 12時00分
場所 ソラシティカンファレンスセンター
出席 岸輝雄委員長、市川家國委員、塩見美喜子委員、竹岡八重子委員、中村征樹委員、間島進吾委員
東京大学 松本洋一郎理事・副学長
理化学研究所 坪井裕理事、古屋輝夫理事、山崎泰規上席研究員、温井勝敏研究不正再発防止改革推進室長 他

議事概要

(1) 東京大学における研究不正防止の取組について

東京大学松本洋一郎理事・副学長より、過去の研究不正事案を受けた、東京大学における対策等について説明があった。

これに関して、以下のような意見交換が行われた。

- 東大の事例は、今回の理研の事案とは違い、データの問題だけではなく、再現性がないことで不正としたことを留意しておかなければいけない。
- 論文において最終的に責任を持つのは、corresponding author である、というのが科学コミュニティの中での原則である。構想から公表段階までの責任の所在は corresponding author にあるべきである。
- 組織のトップが全責任を負っており、トップが絶対に不正を許さないという考え方・姿勢の浸透が重要である。
- 研究現場には自由な風土を保持する必要がある。厳しく管理する視点とのバランスが重要である。
- 研究を阻害しない程度に監査を行うこと、また不正に対しては厳しい処分を行うことが重要である。
- データ管理の状況をモニタリングすることが必要である。
- それらのデータは、自分の手を離れてアクセス出来ないことが重要である。また誰がデータを管理し、保存年限をどうするのかも決めることが必要である。
- 実際に研究不正の防止を担当する部署に効果的な権限を与えることが重要である。
- 研究現場における風通しの良さが最も重要である。それがなければ研究者間での生データの検証などのチェック機能もうまく働かないと考える。

(2) 研究不正防止策について

中村委員より以下の説明があった。

- 研究不正だけでなく、さまざまな不適切な行為の抑制も含めた対策が必要であり、それによって信頼性の高い研究活動を実現することが重要である。
- 若手だけでなく、シニア研究者についても研究倫理に関する対策が必要である。また、若手とシニアでは不正問題の質が異なることも重要なポイント。
- 優れたリーダーシップと現場を含めた全構成員のコミットメントにより研究不正及び不適切な行為の防止を実現すべきである。
- 理研の従来 of 取組の問題点として、規程の整備等の形式的な規制の強化で終わっていた点が挙げられるのではないか。「普通にやっていたら意識せずとも望ましいデータ記録・管理の条件が満たせる」ような仕組みを構築すべきである。

その他、以下のような意見が出された。

- 理研の自由な組織構造が抱える性質に沿った仕組みが必要である。
- 強力な権限を持った理事長直轄で研究不正を防止する組織が必要である。
- 規程は既に整備されているが、現場においてそれを実行していくための仕組みの構築が必要である。
- 全体のルールだけでなく、各セクションがそれぞれ自律的にそのセクションにあったルール作りをしていくべきである。
- 客員研究員の位置づけがどうなっていたのかについて教えてほしい。
- 研究不正そのものだけでなく、不適切な行為にも目を光らせることが必要である。
- 研究不正は懲戒と直結する問題であるのでコンプライアンスの問題として処理されるが、研究不正防止、再発防止にはデータの取扱やオーサーシップなどの問題も重要である。これら全体を上位概念として捉え、最上位命題として位置付けなければならない。
- 組織と雇用関係にない客員に対する扱いにも論点があるのでないか。
- 科学としてのチェックは本来は学会の機能である。機関はそのようなチェックまで全部はできない。
- 倫理を守ることが自身のメリットになるという風土を醸成することが認識できることが重要である。

以上